

制 定 平成30年 3月14日
最終改正 令和 6年12月13日

つくば市ソーラーシェアリングガイドライン

(つくば市における営農型太陽光発電の農地法上の許可に関する取扱い)

つくば市農業委員会

1 はじめに

営農型太陽光発電については、国の通達（平成25年3月31日付け24農振局第2657号「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱い」）に基づき申請等の対応をしていたが、窓口等での相談が多かった遊休農地における営農の方針を示すために、平成30年3月に本ガイドラインを制定したところである。

その後、2回の改正（平成30年10月12日、平成31年4月12日）を行ってきたが、令和6年度から営農型太陽光発電の許可基準等が法令化されるとともに、令和6年3月25日付け5農振局第2825号により、国から営農型太陽光発電に係る一時転用許可の手続や基準等を記したガイドライン（以下、国のガイドライン）が示されたため、本市ガイドラインの在り方や内容を見直し、本ガイドラインの改正を行うこととした。

2 目 的

本ガイドラインは、市内において営農型太陽光発電を計画・実施する発電事業者、営農者、当該事業関係者等に向けて、事業実施に際し、事業の一部の手続や留意点等を示し、その取組を求めるものとする。

また、国のガイドラインとの関係性としては、本ガイドラインは国のガイドラインを補足するものに当たり、申請に係る用語、手続、基準、留意事項、申請様式等については、国のガイドラインに従って行うこととする。

3 許可申請書の添付資料

- (1) 国のガイドライン別紙様式例第1号に記載する下部の農地面積は、営農型太陽光発電設備の存する区画全体の面積とすること。ただし、営農のための管理用通路や畦畔、雨水処理のための排水路等、耕作に必要な施設の面積については除くことができる。
- (2) 国のガイドライン別紙様式例第3号に記載する「知見を有する者」については、当該申請に係る発電事業者や営農者でない第三者とする。

- (3) 国のガイドライン2(1)ウ(イ)「市において栽培されていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合」については、可能な限り2(1)ウ(イ)aの当市で試験的に栽培した実績の書類を提出すること。当市での栽培実績がない場合、bの栽培理由書(様式例第4号)の提出になるが、他地域の実績データについては、申請地に近い環境条件下にある地域を選定し、客観的かつ科学的なデータ等を添付すること。

4 許可申請に係る留意事項

- (1) 許可申請に当たっては、事前に農業委員会に相談を行うこと。特に営農型太陽光発電設備の存する区画全体の面積が10,000㎡以上の許可申請をする場合、本申請の前に申請書類に不備等が生じないように、農業委員会と時間的余裕を持って十分な事前協議を行うこと。
- (2) 申請地近隣に住宅や集落等がある場合(申請地から半径100m以内に住宅等がある場合)、計画段階において近隣住民に周知や説明をするなどして十分な合意を得ること。

なお、併せて「つくば市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」の規定を踏まえること。

- (3) 申請地に隣接する農地がある場合、計画段階において隣接農地の地権者等に周知や説明をするなどして十分な合意を得ること。

なお、この地権者等への周知・説明で、隣接農地の営農条件に支障を生ずるおそれがあること等の理由で十分な合意を得られなかった場合、当該地権者や農業委員会等を交えた協議の場を設け、合意形成を図れるよう努めること。

5 一時転用許可期間中の栽培実績及び収支の報告

- (1) 農作物の収穫が行われていない場合については、栽培実績書の中で栽培管理及び生育の状況を記載することと定められているが、より詳しく申請地での肥培管理状況を把握するため、作業方法(時期、主な作業等)を記した書面を提出すること。
- (2) 営農型太陽光発電設備の存する区画全体の面積が10,000㎡以上の大規模なものについては、収支報告書に記載した売上高の根拠を示す資料を提出すること。
- (3) 別紙様式例第10号の栽培実績書における知見を有する者については、別紙様式例第3号に記載する「知見を有する者」と同様に第三者とすること。

6 一時転用許可後の事業計画変更

- (1) 一時転用許可以降に、営農者及び下部の農地における栽培作物を変更する場合には、許可後の事業計画変更申請をし、農業委員会の承認を得ること。
- (2) 当該一時転用許可後に、(1)に掲げる内容以外において、計画内容に変更が生じた場合は、速やかに農業委員会と協議を行うこと。

7 一時転用許可の期間満了後における再許可

一時転用許可の期間満了後における再許可については、当該一時転用許可の期間が満了する前に再度一時転用許可を受けることとし、許可を受けない期間が発生しないようにすること。

附 則

- 1 このガイドラインは令和6年12月13日から施行する。
- 2 このガイドラインにおける5、6については令和6年5月以前に許可を受けた営農型太陽光発電にも適用する。その際、営農型発電設備の下部の農地において栽培する農作物に係る栽培実績の状況を報告する様式は従前の例による。